

財務省告示第四百四十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十九年三月二十六日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成十九年四月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第六十三
回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び平成
十八年度における財政運営のた
めの公債の発行の特例等に関す
る法律（平成十八年法律第十一
号）第二条第一項並びに国債整
理基金特別会計法（明治三十九
年法律第六号）第五条第一項及
び第五条ノ二
三 振替法の適
用等
四 発行方法

社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。この規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

については、前記(一)の算式により
 算出した金額から当該金額に百
 分の二十を乗じた金額(ただし、
 当該国債を発行時において取得
 する者が非居住者又は外国人
 である場合には、前記(一)の算式に
 より算出した金額に当該非居住
 者又は外国人が適用を受ける
 所得税の税率を乗じた金額)を
 控除することができ。

平成十九年九月二十日を支払期
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う(以下、
 次号及び第十六号において規定
 する期日について同じ。)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四
払込期日	入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限	第二期以後の利子
平成十九年三月二十六日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十四年三月二十日	利子を支払う。六月間に属する	毎年三月二十日及び九月二十日